

平成 17 年 12 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 トップカルチャー
代表者名 代表取締役社長 清水 秀雄
(コード番号7640・東証 第1部)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 保科 正人
T E L 025 - 232 - 0008
<http://www.topculture.co.jp>

役員報酬制度の見直しについて

当社は、平成 17 年 12 月 20 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、下記のとおり、役員退職慰労金制度の廃止と株式報酬型ストックオプションの実施を目的として新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 18 年 1 月 26 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 目的

現行の年功報酬的な役員退職慰労金制度を廃止するとともに、代替として株式報酬型ストックオプションを導入することにより、取締役報酬制度と株主価値との連動性を高め、株価上昇と業績向上へのインセンティブ強化を図ることを目的といたします。

2. 内容

(1) 役員退職慰労金制度の廃止

当社は、役員報酬体系の見直しを行った結果、平成 17 年 4 月 22 日開催の取締役会において、平成 16 年 10 月末日をもって役員退職慰労金の新規引当を停止し同 11 月以降の在任期間に対しては役員退職慰労金を支給しない旨内規を改正し、平成 17 年 12 月 20 日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度の廃止を決議いたしました。

以上に伴い、当該役員の平成 16 年 10 月末日以前の在任期間に応じた退職慰労金の打切り支給議案を平成 18 年 1 月 26 日開催予定の当社第 21 回定時株主総会に上程いたします。なお、任期中の取締役及び監査役に対する退職慰労金の支給の時期については、それぞれの退任時といたします。

(2) 株式報酬型ストックオプションの導入

役員退職慰労金の廃止に伴い、取締役に対して「株式報酬型ストックオプション（行使価額を 1 円に設定した新株予約権）」を無償で割当てることといたします。なお、株式報酬型ストックオプションは、中長期の株主価値連動型報酬としての性格を明確にするため、割当てを受けた取締役は退任または退職した翌日から 5 年間に限って権利行使するものとし、原則として取締役在任期間中は権利行使ができません。

以 上